

国税庁寄稿

**「令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が
開始されます」**

令和5年10月1日から開始される消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）について、国税庁課税部軽減税率・インボイス制度対応室よりタクシー業界向けの記事を寄稿いただきましたので、掲載いたします。

インボイス制度への対応のご参考としていただきますようお願いいたします。

「令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます」

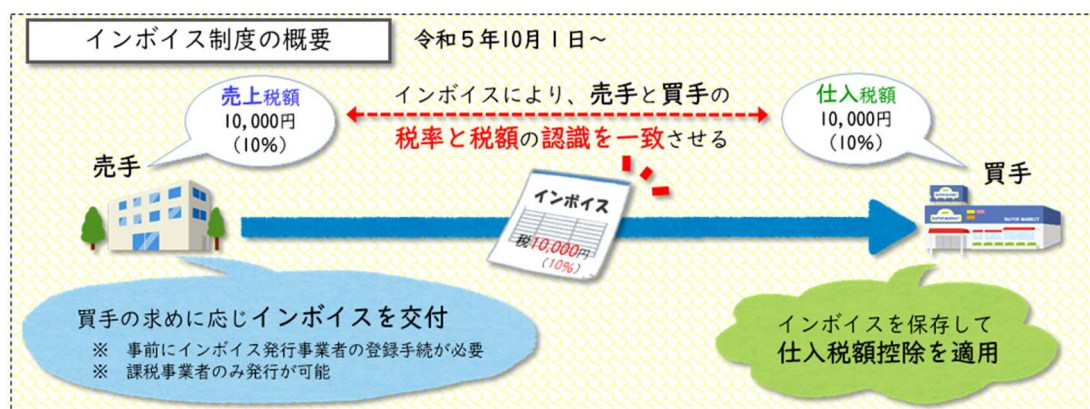
1 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要

(1) 導入の経緯等

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されるものです。

インボイス制度においては、売手は、買手に対してインボイスを交付し、買手はインボイスを保存して仕入税額控除の適用を受けることになります。（図1）

（図1）インボイス制度の概要



(2) 消費税の仕組み

消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、その消費税について納税をするのは、各取引段階において消費者に物の販売や、サービスの提供を行った事業者となります。

納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入に係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」と言いますが、この「仕入税額控除」を受けるためには、現行制度では、「帳簿」と「区分記載請求書」の保存が必要とされています。

(3) 現行の仕組みからの変更点

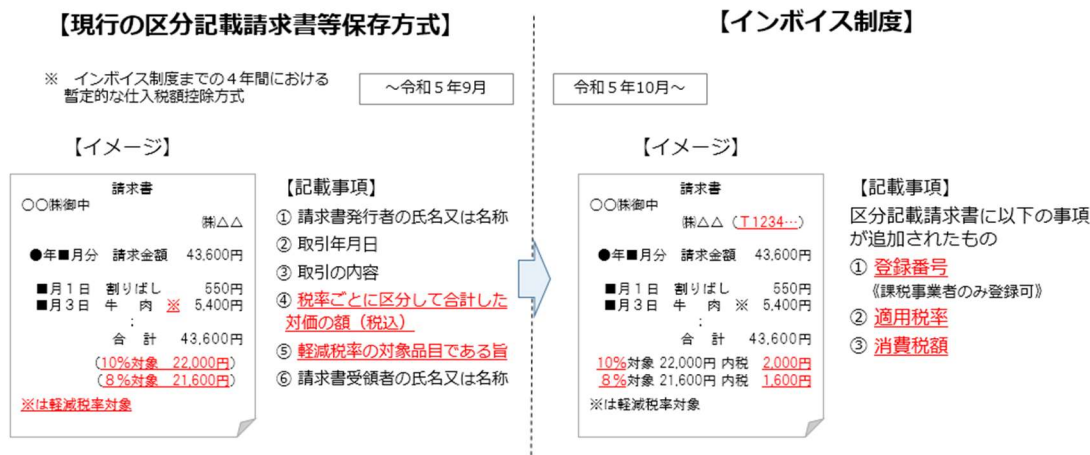
インボイス制度では、これまでの請求書等に記載事項を追加していただく必要があります。具体的には、現行の「区分記載請求書」の記載事項に加えて、「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額」を追加することとなります（図2）。

インボイスの様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば納品書、請求書、又は領収証等の名称であってもインボイスになります。したがって、インボイスという書類を新しく作成しなければならないわけではなく、事業者が日頃作成されている書類にインボイスの記載事項を追加するイメージです。

インボイスの記載事項である「登録番号」は、税務署長の登録を受けた課税事業者（インボイス発行事業者）に通知されるものであるため、現行の区分記載請求書では、消費税の申告義務が免除されている事業者（免税事業者）でも発行可能となっていますが、インボイス制度開始後は、免税事業者の方はインボイスを発行することができないこととなります。免税事業者の方でも課税事業

者になることを選択することで、インボイス発行事業者としての登録を受けることができます。

(図2) 区分記載請求書とインボイスの記載事項



2 インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等

(1) インボイス発行事業者となるかどうかの判断

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であるため、以下の点から登録を受けるか検討することとなります。

① 売上先がインボイスを必要とするか

課税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としますが、例えば、消費者、免税事業者や、課税事業者であっても簡易課税制度(※)を選択している事業者は、仕入税額控除のためにインボイスを必要としません。

(※) 簡易課税制度：「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者が、その基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、課税仕入れに係る消費税額を、実額ではなく、課税標準額に対する消費税額に事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて算出した金額とする制度

② 申告に係る事務負担の検討

インボイス発行事業者となると、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となります。

(2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者(登録を受けることができるのは、課税事業者に限ります。)は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、e-Tax又は郵送により提出することができます。

なお、郵送により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。各国税局のインボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイトからご確認ください。

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、登録簿に法定事項を記載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知します。

制度開始(令和5年10月1日)からインボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

なお、インボイス制度への対応には事業者において各種準備が必要となるほか、登録通知が届く

まで一定の期間を要するため、登録を決めている事業者においては、早期の申請をおすすめします。

インボイス制度特設サイト
「申請手続」



3 売手の留意点

(1) インボイス発行事業者の義務

インボイス発行事業者には以下の義務が課されます。

① インボイスの交付

取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、インボイスを交付（データでの提供可能です。）

② 写しの保存

交付したインボイスの写し（※）を保存

（※）交付したインボイスの写しとは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれるので、例えば、請求書を作成した際のデータや簡易インボイス（適格簡易請求書）に係るレジのジャーナル、明細表などの保存があれば足ります。

(2) 留意点

インボイス発行事業者となった場合に準備や検討が必要になると考えられる事項は主に以下のとおりです。

① 何をインボイスとするか

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認し、どのように見直せばインボイスの記載要件を満たせるか。システム改修等も含めて検討。

※交付する書類の全てをインボイス対応しなければならないわけではなく、例えば、請求書と領収証を交付している事業者の場合、請求書をインボイス対応するのであれば、領収証をインボイス対応する必要はありません。

② 取引先との認識共有

必要に応じ、取引先への登録番号の通知や、インボイスとした書類、交付方法等の認識共有

4 買手の留意点

(1) 留意点

継続的な取引については、仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるか事前に確認し、何をインボイスとするかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが考えられます。

また、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができず（制度開始後6年間の経過措置があります。「6 免税事業者との取引」参照。）、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿とインボイスの保存が必要となります。

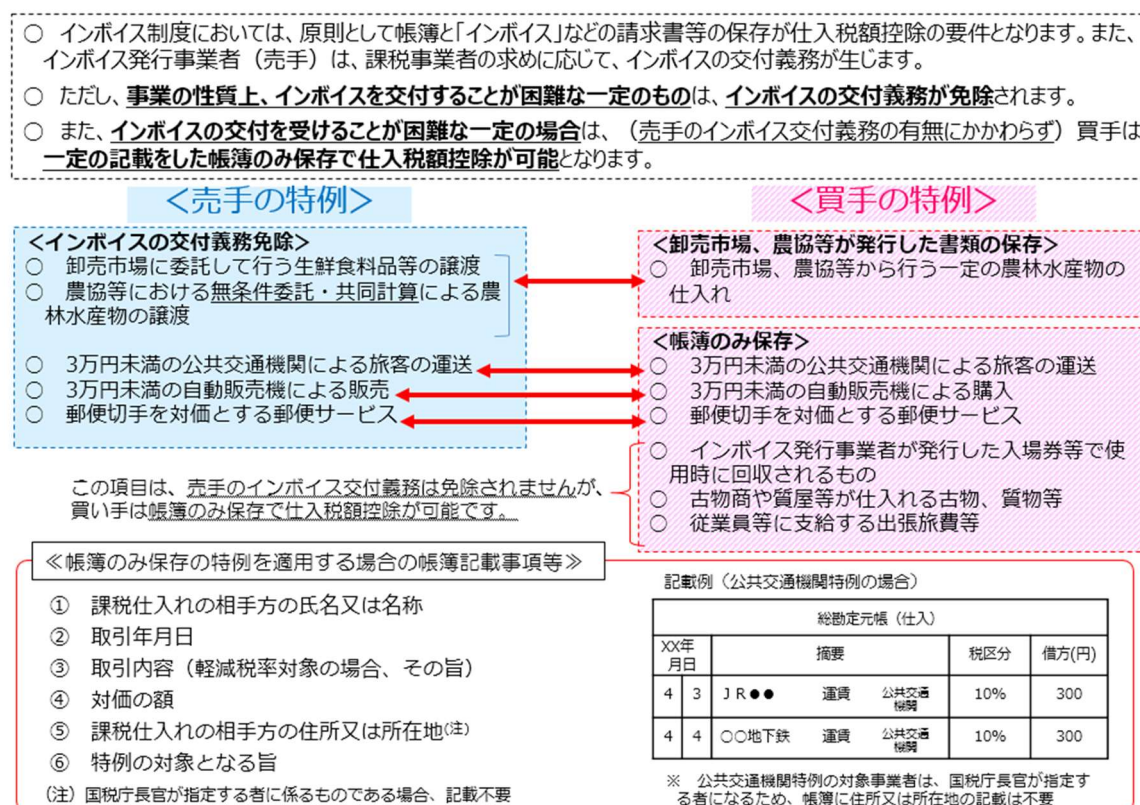
なお、簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です。

(2) 帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引

事業者が行う経費等の仕入れの中には請求書等の交付を受けることが困難なものもあります。例えば、出張するために必要な電車などの公共交通機関の切符を購入するための費用やホテル等への宿泊費（いわゆる旅費交通費）を従業員に支給しているような場合、課税仕入れの相手方は従業員であり「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、インボイスの保存は必要なく、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

インボイス制度開始後は、インボイスの保存がなければ原則として仕入税額控除を行うことができませんが、一定の取引については特例が設けられています（図3）。

（図3）インボイス制度における特例について



5 タクシー、ハイヤー業界のインボイス対応について

(1) 交付するインボイスについて

インボイス制度開始後、インボイス発行事業者にはインボイスの交付義務が課されることとなりますが、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業などの場合は、インボイスに代えて、記載事項が簡略化された簡易インボイスを交付することができます。

簡易インボイスは、インボイスと比べて、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称が不要、消費税額等と適用税率のいずれか一方の記載で足りる、という違いがあります（図4）。

(図4) 簡易インボイスの記載事項

インボイスの記載事項

> インボイスに必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、インボイスに該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、**簡易インボイス**を交付することができます。

インボイス（適格請求書）

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事株式会社
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計		120,000円 消費税 11,200円
8%対象		40,000円 消費税 3,200円
10%対象		80,000円 消費税 8,000円

② ③ ④ ⑤ ⑥

簡易インボイス（適格簡易請求書）

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

② XX年11月30日 スーパー○○ 東京都... 登録番号 T123456...

③ ④

品名	数量	金額
ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
お釣り		¥126

⑤

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに1回ずつとなります。

なお、ハイヤーについては簡易インボイスを交付することができないため、インボイスを交付する必要がある点に注意が必要です。

(2) クレジットカード利用の顧客へのインボイス対応

タクシー利用の顧客がクレジットカードやタクシーチケット（タクシー運賃・料金の一括後払い）等の後払いのサービスを利用した場合のインボイスの発行のタイミングは、後日のクレジットカード会社及びタクシーチケット運営会社等の請求書発行時ではなく、基本的に車内精算時となります。

インボイスは必要な事項が記載された書類（領収書、レシート等）であれば、その名称や様式を問わず、インボイスに該当することとされています。

また、どの書類をインボイスとするかは事業者の任意ですが、クレジットカード会社が一定期間ごとに利用者に交付する請求明細書等は、一般的にインボイスとしての記載事項（税率や税額等）を満たすことが困難であると考えられます。

そのため、請求書発行時ではなく車内精算時に（簡易）インボイスを交付していただくのが現実的な対応になると思われます。

したがって、クレジットカードを利用した顧客に対しては現在も社内精算時に「ご利用明細（レシート）等」を交付されているかと思いますが、そのご利用明細等に登録番号等を追加していただく対応が考えられます。

(3) 取引の都度、請求書等の書類が交付されない取引

事務所の家賃の支払や、専門家への定額の報酬など、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、インボ

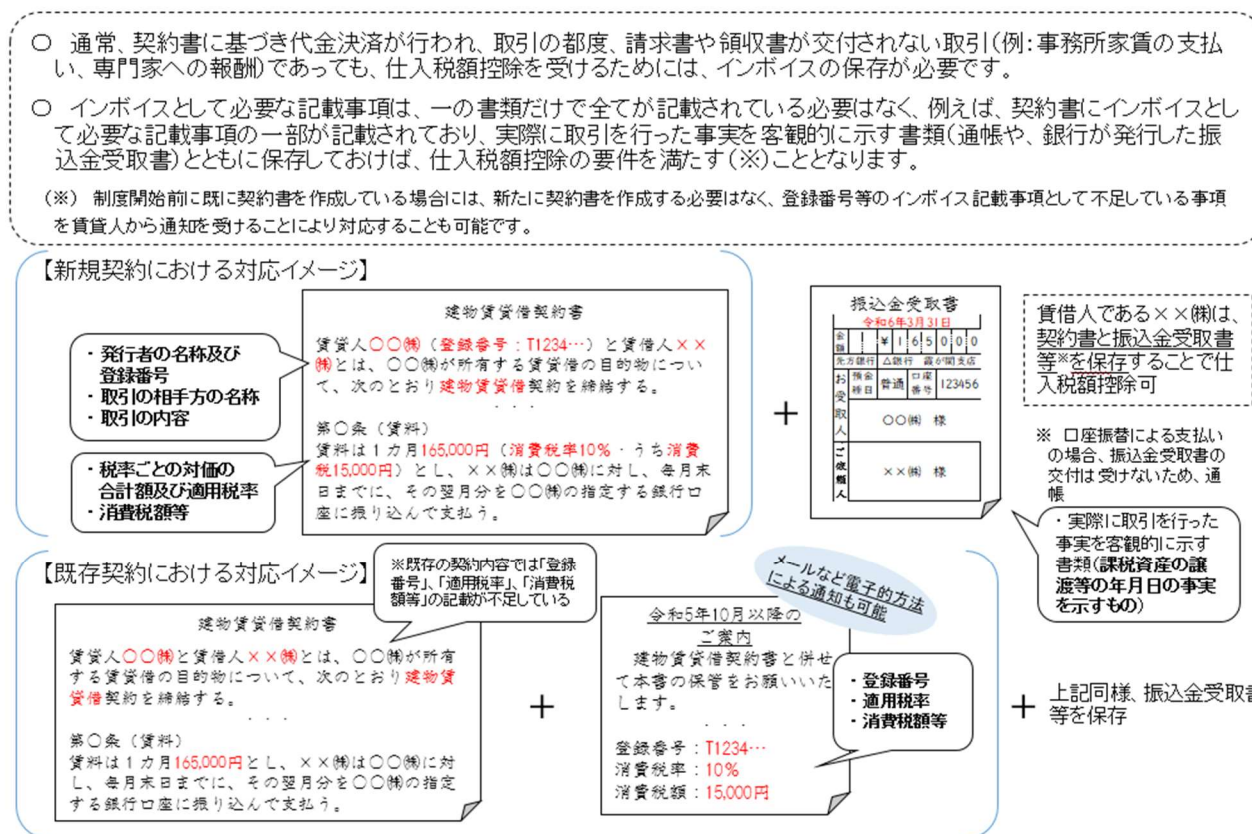
イスの保存が必要となります。

インボイスは、一定期間の取引をまとめて記載して交付することもできるため、相手方から一定期間の家賃や報酬などについてのインボイスの交付を受け、これを保存することによる対応も可能ですが、取引先から取引の都度、請求書や領収書の交付を受けない場合は、例えば、契約書にインボイスとして必要な事項の一部が記載されており、通帳や銀行が発行した振込金受取書など、実際に取引を行った事実を客観的に示す資料とともに保存しておくことで、これらを併せて「一のインボイス」とすることで、仕入税額控除の要件を満たすことができます。

なお、「契約書にインボイスとして必要な事項の一部を記載する」という点については、既に契約書を作成している場合には、新たに契約書を作成しなおす必要はありません。

登録番号等、インボイスの記載事項として不足している事項を相手方から通知してもらうことにより、対応することも可能です（図5）。

（図5）口座振替・口座振込による家賃等の支払いにおけるインボイス対応



6 免税事業者との取引

(1) 免税事業者との取引で留意したい事項

インボイス制度を契機とした免税事業者等の小規模事業者との取引において留意すべき事項、例えば、独占禁止法などで問題となる行為などの考え方について、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」で紹介しています。

詳しくは、公正取引委員会ホームページをご参照ください。

公正取引委員会
ホームページ

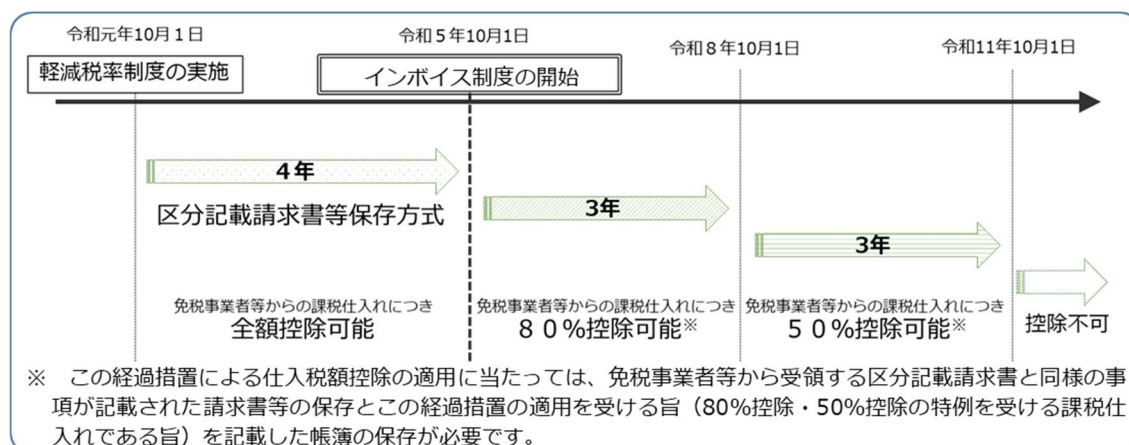


(2) 免税事業者との取引に係る経過措置

インボイス制度の下では、消費者や免税事業者又は登録を受けていない課税事業者といったインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、原則、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（図6）。

（図6）免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



(3) 各種補助金

インボイス制度への対応を見据えたデジタル化や販路開拓等の取組において、以下の補助金が活用できます。

➤ 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、補助額が上乘せされる「インボイス枠」が設けられています。

詳しくは、リーフレットを参照ください。

小規模事業者
持続化補助金
リーフレット



➤ IT導入補助金

インボイス制度への対応も見据えて、中小・小規模事業者向けにIT導入補助金が設けられています。

詳しくは、リーフレットを参照ください。

IT導入補助金
リーフレット



7 令和5年度税制改正（案）について

令和5年度税制改正の大綱が令和4年12月23日に閣議決定されました。当該大綱においては、

- ・ 免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者について、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずる案
- ・ 課税売上が1億円以下である事業者については、1万円未満の課税仕入れについて、インボイス

の保存がなくとも仕入税額控除を可能とする措置を6年間講ずる案

- ・ 売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理する場合等における事務負担を軽減する観点から、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置を講ずる案などが掲げられております。

これらの事項を含むインボイス制度に係る改正（案）について、詳しくお知りになりたい方は、文末のリーフレット及び財務省ホームページの特設サイトをご覧ください。

《財務省》



【参考】国税庁ではインボイス制度に関する特設サイトを設け、各種資料を掲載していますのでご活用ください。

（インボイス制度特設サイト・相談窓口）

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

① インボイスコールセンター

（インボイス制度に関する一般的（※）なご質問やご相談）

0120-205-553（9:00～17:00 土日祝除く）

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は所轄の税務署への電話（音声ガイダンス「2」を選択）により、面接日時等をご予約ください。

② インボイス制度に関する税務相談チャットボット

③ 説明会の開催案内

④ インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）

⑤ インボイス制度に関する取扱通達やQ&A

などを掲載しています。

特設サイト



※ 本文は令和5年1月時点の法令等に基づき記載しています。